

① 特定都市鉄道整備準備金の益金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・	法人名	()
----------------------	-------------	-----	-----

別表十二(十六)

特定都市鉄道工事の名称	1		翌期繰越額の計算	累積限度超過額の計算	累積限度額	特定都市鉄道整備事業計画に定められた特定都市鉄道工事に係る工事費の額	9	円			
特定都市鉄道整備事業計画の認定年月日	2	平　・　・				累積限度額 $(9) \times \frac{4}{10}$	10				
						累積限度超過額 (8) - (10)					
特定都市鉄道整備事業計画の期間	3	平　・　・ 平　・　・	当期益金算入額の計算	期末特定都市鉄道整備準備金の金額 (8) - (11)	11		12				
10年間均等益金算入額	4	円	貸借対照表の金額との差額の明細	貸借対照表に計上されている特定都市鉄道整備準備金	13		12				
同上以外の場合による益金算入額	5		当期分	差引 (13) - (12)	14		13				
計 (4) + (5)	6		前期以前分	当期積立金	15		14				
翌期繰越額の計算	7		前期	貸借対照表の取崩不足額 (6) - ((15) - (13) - 前期の(13))	16		15				
期首特定都市鉄道整備準備金の金額	8		分	計 (15) + (16)	17		16				
差引特定都市鉄道整備準備金の金額 (7) - (6)	9		前期以前分	前期末における差額 (前期の(14))	18		17				

法 0301-1218

別表十二（十八）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第4条（整備事業計画の継続が困難な場合）に規定する認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）であるものが平成17年改正法附則第34条第2項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正前の措置法第56条第3項から第8項まで（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で認定事業者であるものが平成17年改正法附則第48条第2項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる平成17年改正前の措置法第68条の47第3項から第6項まで（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「期首特定都市鉄道整備準備金の金額 7」には、当期首現在の税務計算上の特定都市鉄道整備準備金の金額を記載します。